

		7/6	
	山	平	

国総建第79号
平成21年7月3日

日本トンネル専門工事業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の4第1項に基づく建設業許可の地位の承継等に関する事務取扱いについて

今般、我が国経済の持続的発展を図るためには、我が国における産業活動の革新等を図ることが重要であることにかんがみ、産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）について、題名を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改めるとともに、中小企業の事業再生支援の強化等の措置を講ずるため、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第29号）が平成21年4月30日に公布されたところです。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法では、新たに中小企業承継事業再生計画の認定制度が創設され、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可についても、その地位の承継の特例が措置されているところです。

中小企業承継事業再生計画の認定制度に関する事務については、関係法令によるほか、別添のとおり取り扱うこととしましたので、貴団体傘下の会員等に対し周知するようお願いいたします。

国総建第78号
平成21年7月3日

各地方整備局等建設業担当部長 あて
各都道府県主管部局長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の4第1項に基づく建設業許可の地位の承継等に関する事務取扱いについて

今般、我が国経済の持続的発展を図るためには、我が国における産業活動の革新等を図ることが重要であることにかんがみ、産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）について、題名を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改めるとともに、中小企業の事業再生支援の強化等の措置を講ずるため、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第29号）が平成21年4月30日に公布されたところです。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法では、新たに中小企業承継事業再生計画の認定制度が創設され、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可についても、その地位の承継の特例が措置されているところです。

中小企業承継事業再生計画の認定制度に関する事務については、関係法令及び事務連絡（平成21年6月22日付け中小企業庁経営支援部経営支援課）によるほか、下記により取り扱われるようお願いします。

記

第一 建設業許可の承継に係る手続

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「法」という。）では、新たに中小企業承継事業再生計画（以下「再生計画」という。）の認定制度が創設され、再生計画に政令で定める特定許認可等に基づく地位であって承継事業者が承継しようとするものを記載することができることとし、当該記載のある計画について主務大臣（再生計画に係る事業を所管する大臣及び経済産業大臣）の認定を

受けた場合には、当該特定許認可等の根拠法令の規定にかかわらず、事業の承継の際に当該特定許認可等の地位を承継することができる特例が措置されている。

特定許認可等は、具体的には産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成11年政令第258号。以下「施行令」という。）で定められており、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可（以下「建設業許可」という。）が、その一つとして規定されている。

1. 事前調整の実施

経済産業局への事前の相談を通じて、再生計画の認定申請を行おうとする者が、建設業許可について、再生計画の許可の承継に関する特例措置を活用する意向があることが確認された場合には、経済産業局から当該許可をした行政庁（以下「許可行政庁」という。）に対して、書面（別添1-1）により、事前調整の開始を依頼する旨の連絡がなされる。

当該連絡を受けた許可行政庁は、申請を行おうとする者に対して、事前調整を行うために必要な関係書類等の指示を行うとともに、必要に応じて申請を行おうとする者との事前の打合せ等を実施する。なお、経営事項審査の取扱いについては、「第二 経営事項審査関係事務の取扱い」のとおりであるが、公共工事の発注者によっては、入札参加資格の認定に当たって新たな経営事項審査の受審が必要となる場合がある旨、再生計画の認定申請を行おうとする者に対して周知する。

事前調整を通じて、2. の協議を受けた際に十分に同意が可能であると判断される程度にまで関係書類等の準備が整った時点で、経済産業局に対し、書面（別添1-2）により、事前調整が完了した旨の連絡を行う。

2. 協議・同意に係る手続

法第39条の2第5項において、経済産業大臣及び再生計画に係る事業を所管する大臣は、再生計画に特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、計画の認定をしようとするときは、当該特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得なければならないとされている。具体的には、再生計画に建設業許可に基づく地位が記載されている場合に、経済産業局から許可行政庁に対して、協議されることとなる。

（1）協議・同意に係る取扱い

法第39条の2の規定に基づき、再生計画の認定の申請があった場合には、経済産業局において、再生計画に建設業許可に基づく地位が記載され、かつ、1. の事前調整が完了した旨の連絡があったことを確認した上で、経済産業局から、許可行政庁に、

- ①協議依頼文書（別添2-1）
- ②建設業許可の承継に係る審査に必要な書類
- ③再生計画の申請書の写し及び添付書類

が送付される。

許可行政庁は、同意に係る審査を行った上で、同意の可否について、経済産業局に対し、通知する（別添2-2）。

協議・同意に係る審査は、専ら許可行政庁がこれを行う。

（2）審査基準

法第39条の2第7項において、特定許認可等をした行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、同意をするかどうかを判断するものとするとしてされており、具体的には、建設業法に基づき、通常の建設業許可と同様の審査を行うこととなる。

（3）審査書類

施行令第9条第2項の同意のために必要な書類は、建設業許可の審査において必要な書類と同様とする。ただし、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第4条第1項第11号の登記事項証明書、第14号の納付すべき額及び納付税額を証する書面等については、許可を承継する法人が未設立である場合には提出を要しない。これらの書類については、3. の報告時に別途提出を求める。

（4）中小企業承継事業再生計画の変更に伴う取扱い

認定を受けた申請者が法第39条の3第1項の規定に基づき再生計画の変更をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならないとしている。これに関して、承継事業者が事業を承継する前に当該計画の変更の申請がされた場合には、再度、許可行政庁への協議がなされる。この場合の手続は（1）から（3）を準用する。

3. 承継事業者の事業の承継の報告に係る手続

法第39条の4第2項において、認定を受けた者は、再生計画に従って承継事業者が事業を承継したときは、その事実を証する書面を添えて、主務大臣に報告することとされており、また、法第39条の4第3項において、主務大臣は、その報告に係る事項を特定許認可等に係る行政庁に通知することとしている。具体的には、報告を受けた経済産業局が、事業の承継の報告に係る事項を許可行政庁に通知することとなる。

4. 標準処理期間

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則（平成21年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）第39条第1項及び第2項並びに第40条第4項及び第5項において、再生計画における計画の認定の申請から認定までに係る期間及び変更の認定の申請から認定までに係る期間は原則として一月以内とされ、両期間には特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得るために要した期間を含まないとされている。ただし、1. の事前調整にお

いて、十分に同意が可能であると判断される程度にまで関係書類等の準備整っていることを勘案し、同意に係る審査については迅速に対応するものとする。

5. その他

(1) 許可の有効期間について

再生計画の許可の承継に関する特例措置により承継した建設業許可の有効期間については、当該計画の認定を受けた法第2条第21項の特定中小企業者（以下「旧事業者」という。）の許可の有効期間の残存期間を法第2条第23項の承継事業者（以下「新事業者」という。）が引き継ぐ。

(2) 許可に付された条件について

再生計画の許可の承継に関する特例措置により承継した建設業許可に付された条件については、新事業者がこれを引き継ぐ。

(3) 許可番号について

新事業者は旧事業者の許可番号を承継するものとする。ただし、新事業者が既に建設業許可を取得している場合は、この限りでない。

(4) 廃業届の取扱いについて

再生計画の許可の承継に関する特例措置により承継した建設業許可については、旧事業者は建設業法第12条の規定による廃業届を提出することは要しない。特例措置により承継しない建設業許可については、旧事業者は建設業法第12条の規定に基づき廃業届を提出することを要する。

第二 経営事項審査関係事務の取扱い

再生計画の許可の承継の特例措置により承継した建設業許可に関する経営事項審査の取扱いは次のとおりとする。

1. 事業譲渡の場合

旧事業者が建設業の譲渡を行う直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「譲渡直前経審」という。）を既に受けているときは、新事業者が譲渡時を審査基準日とする新たな経営事項審査を受けない場合でも、譲渡直前経審が有効である。

ただし、新事業者が譲渡時を審査基準日とする新たな経営事項審査を受けることを妨げない。その場合の事務取扱いについては、「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について（平成20年3月10日国総建第311号）」によることとする。

2. 会社分割の場合

旧事業者が分割の直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「分

割直前経審」という。)を既に受けているときは、新事業者が分割時を審査基準日とする経営事項審査を受けない場合でも、分割直前経審が有効である。

ただし、新事業者が分割時を審査基準日とする新たな経営事項審査を受けることを妨げない。その場合の事務取扱いについては、「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について(平成20年3月10日国総建第313号)」によることとする。